

別表2 帯広市スポーツ振興事業補助金派遣補助基準

区分	補助の対象	補助基準			補助金額	特記事項
		区分	内容	対象人員		
スポーツ少年団等	本市のスポーツ少年団及び中学校の団体であって本市に在住する者が、全道（道内）・全国大会等に出場する団体及び個人を対象とする。ただし、中体連大会は除くものとする。 なお、特殊な事情にあるものは、その都度協議し、決定する。	全道大会	団体の場合（引率者1名含む）	1団体 1名につき	8,000円以内	☆《共通事項》 ①対象大会等は、国・道・日本体育協会加盟競技団体・高体連（高野連含む）・日本スポーツ少年団本部のいずれかが主催又は共催・後援する大会等とする。 ②全道大会は、全道一を決定する大会もしくは全国大会予選会とする。（道東大会、東北北海道、交歓会、練成大会、道場大会、演武会等は該当しない） ③団体・個人とも地区予選会において優勝又は準優勝したものとする。ただし、少年団、小学生においては、地区予選会において出場権を得たもの全てを対象とする。 ④参加標準記録、連盟推薦は補助しない。 ⑤全道、全国大会は、年度内各1回を限度とする。道・十勝・帯広代表として選抜された場合は除くものとする。 ⑥社会人については支給しない。ただし国体は除くものとする。 ⑦補助対象となる人員は、大会要項等の登録人数以内とする。 ⑧全国大会が道内で開催される場合は、全道大会の基準によるものとする。また、全国、全道大会の地元開催（管内含む）は対象外とする。 ⑨補助対象経費は、旅費、宿泊費、運搬費、食費（栄養補給食等）、参加負担金とする。 ⑩その他特に事情等のあるものは、その都度協議し決定するものとする。 ☆《選抜》 ①選抜は、競技団体が選抜大会のために結成した場合に限り、全国、道各1回支給する。 ☆《国体・国際大会》 ①補助金はオリンピック100千円、世界選手権大会70千円・国際大会50千円・アジア大会30千円とする。 ②国際大会に団体で出場する場合は、10人未満は1団体150千円、10人以上は1団体200千円とする。 ③国際大会が国内で開催される場合は、それぞれの1/2とする。また、地元（十勝管内）での開催は、補助の対象外とする ☆《管内市外高校》 ①日本体育協会加盟団体及び日本高等学校野球連盟の主催する全国大会、又は全国障害者スポーツ大会に出場する登録人数が10人以上の団体競技の管内市外校については、登録選手の内、市内在住者が過半数を占める場合のみ、当該町村の補助金額の1/2とする。
			個人の場合（引率者1名含む）	1名につき	8,000円以内	
高校	1. 本市在住の高校生であって高体連十勝支部及び高野連に登録している者が全国大会に北海道（地区）代表として出場する団体及び個人を対象とする。	全道大会	団体の場合（引率者1名含む）	1団体 1名につき	15,000円以内	
			個人の場合（引率者1名含む）	1名につき	15,000円以内	
	2. 日本体育協会加盟団体及び日本高等学校野球連盟の主催する全国大会、又は全国障害者スポーツ大会に出場する団体競技	全国大会	登録人数が10人以上の場合（引率者を含む）	1団体につき	3,000,000円以内	
			登録人数が10人未満の場合（引率者を含む）	1団体につき	500,000円以内	
			10人以上の団体競技の管内市外校で、登録選手の内、市内在住者が過半数を占める場合	1団体につき	1,000,000円以内	
	3. 全国高等学校総合体育大会に出場する団体競技（10名以上の市内在住選手が登録される団体競技）	全国大会	全国高等学校総合体育大会団体競技（10名以上の市内在住選手が登録される団体競技）	1団体	10人～15人未満 15人～20人未満 20人以上	500,000円以内 750,000円以内 1,000,000円以内
上記に該当する管内市外校（登録選手の内、市内在住者が過半数を占める場合）			1団体	10人～15人未満 15人～20人未満 20人以上	150,000円以内 250,000円以内 300,000円以内	
1. 2. 3	全道大会	団体・個人とも上記による	1の場合 1名につき 2. 3の場合 1団体につき	8,000円以内 上記の半額以内		
国体国際	本市に在住する者が、国民体育大会及びオリンピック等国際大会の出場する団体・個人を対象とする。	国民体育大会 オリンピック等国際大会	1名につき	15,000円以内		
			1名につき	30,000円～100,000円以内		